

議第26号

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案

上記の議案を提出する。

平成28年 2 月 17 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部改正)

第 1 条 次に掲げる条例の規定中「第24条第 6 項」を「第24条第 5 項」に改める。

- (1) 滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年滋賀県条例第 8 号）第 1 条
- (2) 滋賀県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年滋賀県条例第 9 号）第 1 条
- (3) 滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（平成 6 年滋賀県条例第49号）第 1 条
- (4) 滋賀県職員等の給与に関する条例（昭和32年滋賀県条例第27号）第 1 条
- (5) 滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和33年滋賀県条例第20号）第 1 条
- (6) 滋賀県公立学校職員の給与に関する条例（昭和32年滋賀県条例第28号）第 1 条
- (7) 滋賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年滋賀県条例第57号）第 1 条
- (8) 滋賀県地方警察職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和33年滋賀県条例第24号）第 1 条

(滋賀県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第 2 条 滋賀県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年滋賀県条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 6 号を第 8 号とし、第 5 号を第 7 号とし、第 4 号を第 6 号とし、第 3 号を第 4 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

- (5) 退職管理の状況

第 2 条中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 人事評価の状況

(滋賀県職員等の給与に関する条例の一部改正)

第3条 滋賀県職員等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「同日前」の右に「において人事委員会規則で定める日以前」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が地方公務員法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

第5条第2項中「同項」を「前項前段」に、「勤務した」を「勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない」に改め、同条第3項中「第1項」を「第1項前段」に、「である」を「であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない」に改める。

第21条第1項中「対し、」の右に「その者の基準日以前における直近の人事評価の結果および」を加え、「その者の勤務成績」を「勤務の状況」に改める。

別表第6第1項の表3級の項第1号中「本庁の副主幹」を「係長」に改め、同表4級の項第1号中「本庁の」を削り、同項第2号中「本庁の副主幹」を「係長」に改め、同表5級の項および6級の項中「本庁の」を削る。

別表第6第2項の表5級の項から7級の項までを次のように改める。

5 級	(1) 警察本部の課長補佐の職務 (2) 専門官の職務 (3) 困難な業務または高度の知識経験を必要とする業務を行う係長の職務
6 級	(1) 警察本部の次席の職務 (2) 警察本部の困難な業務を行う課長補佐の職務 (3) 困難な業務を行う専門官の職務
7 級	(1) 警察本部の課長または管理官の職務 (2) 警察本部の困難な業務を行う次席の職務

別表第6第2項の表8級の項中「困難な業務を行う警察本部の」を「警察本部の困難な業務を行う」に改める。

別表第6第3項の表2級の項第1号中「主任主査」を「係長」に改め、同表3級の項第2号中「高度の知識経験に基づき困難な業務を行う試験研究機関の主任主査」を「試験研究機関の高度の知識経験に基づき困難な業務を行う係長」に改め、同項第3号中「高度の知識経験に基づき困難な業務を行う試験研究機関の」を「試験研究機関の高度の知識経験に基づき困難な業務を行う」に改め、同表4級の項第3号中「極めて高度の知識経験に基づき特に困難な業務を行う試験研究機関の」を「試験研究機関の極めて高度の知識経験に基づき特に困難な業務を行う」に改め、同表5級の項を次のように改める。

5	級	試験研究機関の極めて高度の知識経験に基づき特に困難な業務を行う長の職務
---	---	-------------------------------------

別表第6第4項アの表2級の項第1号中「副主幹」を「係長」に改め、同表3級の項第1号中「課長」を「参事」に改め、同項第2号中「課長補佐」を「副参事」に改め、同項第3号中「高度の知識経験に基づき困難な業務を行う保健所の副主幹」を「保健所の高度の知識経験に基づき困難な業務を行う係長」に改め、同表4級の項を次のように改める。

4	級	保健所の極めて高度の知識経験に基づき特に困難な業務を行う長または参事の職務
---	---	---------------------------------------

別表第6第4項イの表4級の項第1号中「保健所または家畜保健衛生所の副主幹」を「係長」に改め、同表5級の項第1号中「保健所の課長または家畜保健衛生所の次長」を「課長補佐または主幹」に改め、同項第2号中「保健所または家畜保健衛生所の副主幹」を「係長」に改め、同表6級の項および7級の項を次のように改める。

6	級	(1) 参事の職務 (2) 困難な業務または高度の知識経験を必要とする業務を行う課長補佐または主幹の職務 (3) 家畜保健衛生所の長の職務 (4) 保健所または家畜保健衛生所の次長の職務
7	級	家畜保健衛生所の困難な業務を行う長の職務

別表第6第4項ウの表4級の項第1号中「保健所の副主幹」を「係長」に改め、同表5級の項第1号中「保健所の」を削り、同項第2号中「保健所の副主幹」を「係長」に改め、同表6級の項第1号中「課長」を「主席参事または参事」に改め、同項第2号中「保健所の」を削る。

別表第6第5項の表3級の項第1号中「主任主査」を「係長」に改め、同項第2号中「困難な業務または高度の知識経験を必要とする業務を行う児童福祉施設の」を「児童福祉施設の困難な業務または高度の知識経験を必要とする業務を行う」に改め、同表4級の項第1号中「次長」の右に「、主任専門員」を加え、同項第2号中「困難な業務または高度の知識経験を必要とする業務を行う児童福祉施設の主任主査」を「児童福祉施設の困難な業務または高度の知識経験を必要とする業務を行う係長」に改め、同表5級の項第1号中「（人事委員会規則で定めるものを除く。）」を削り、同表第2号中「困難な業務または高度の知識経験を必要とする業務を行う児童福祉施設の次長」を「児童福祉施設の困難な業務または高度の知識経験を必要とする業務を行う次長、主任専門員」に改め、同表6級の項を次のように改める。

6	級	児童福祉施設の困難な業務を行う長の職務
---	---	---------------------

(滋賀県職員の分限に関する条例の一部改正)

第4条 滋賀県職員の分限に関する条例（昭和31年滋賀県条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条中「反する休職」の右に「および降給」を加え、「および休職」を「、休職および降給」に改める。

第7条中「この」の右に「条例に定めるもののほか、この」を加え、同条を第10条とし、第6条を第9条とし、第5条を第8条とする。

第4条第1項中「第2条第1項各号」を「第3条第1項各号」に改め、同条第2項中「第2条第2項」を「第3条第2項」に、「少い」を「少ない」に改め、同条を第7条とする。

第3条の見出しを「（降任等の手続）」に改め、同条第1項中「場合または」を「場合、」に改め、「休職する場合」の右に「または第4条第2号に該当するものとして職員を降格する場合」を加え、同条第2項中「または休職」を「、休職または降給」に改め、同条を第6条とする。

第2条を第3条とし、同条の次に次の2条を加える。

（降格の理由）

第4条 任命権者は、職員が降任された場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合において、必要があると認めるときは、その意に反して、職員を降格することができる。

- (1) 人事評価または勤務の状況を示す事実を照らして勤務実績が良くないと認められる場合であつて、人事委員会規則で定める要件に該当するとき。
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、またはこれに堪えないことが明らかな場合
- (3) 前2号に規定する場合のほか、その職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を欠くと認められる場合であつて、人事委員会規則で定める要件に該当するとき。

（降号の理由）

第5条 任命権者は、職員の人事評価または勤務の状況を示す事実を照らして勤務実績が良くないと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であつて、人事委員会規則で定める要件に該当する場合において必要があると認めるときは、その意に反して、当該職員を降号することができる。

第1条の次に次の1条を加える。

（降給の種類）

第2条 降給の種類は、降格（職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）および降号（職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）とする。

(滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正)

第5条 滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例（平成17年滋

賀県条例第112号)の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「対して、」の右に「その者の基準日以前における直近の人事評価の結果および」を加え、「その者の勤務成績」を「勤務の状況」に改める。

(滋賀県市町立学校の県費負担教職員の分限および懲戒に関する条例の一部改正)

第6条 滋賀県市町立学校の県費負担教職員の分限および懲戒に関する条例(昭和31年滋賀県条例第55号)の一部を次のように改正する。

第1条中「基き」を「基づき」に改め、「反する休職」の右に「および降給」を加え、「および休職」を「、休職および降給」に改める。

第2条中「の休職」の右に「および降給」を加え、「および休職」を「、休職および降給」に改める。

(滋賀県公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第7条 滋賀県公立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「同日前」の右に「において人事委員会規則で定める日以前」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が地方公務員法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

第7条第2項中「同項」を「前項前段」に、「勤務した」を「勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない」に改め、同条第3項中「第1項」を「第1項前段」に、「である」を「であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない」に改める。

第18条第1項中「対し、」の右に「その者の基準日以前における直近の人事評価の結果および」を加え、「その者の勤務成績」を「勤務の状況」に改める。

別表第3第1項の表2級の項を次のように改める。

2 級	(1) 高等学校または特別支援学校の教諭、養護教諭または栄養教諭の職務 (2) 高等学校または特別支援学校の講師(人事委員会規則で定めるものに限る。)の職務 (3) 高等学校または特別支援学校の相当高度の知識または経験を必要とする業務を行う実習助手または寄宿舎指導員の職務
-----	--

別表第3第2項の表2級の項を次のように改める。

2 級	(1) 小学校または中学校の教諭、養護教諭または栄養教諭の職務 (2) 小学校または中学校の講師(人事委員会規則で定めるものに限る。)の職務
-----	---

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第3条中滋賀県職員等の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第21条第1項の改正規定、第5条の規定および第7条中滋賀県公立学校職員の給与に関する条例（以下「学校職員給与条例」という。）第18条第1項の改正規定は、平成28年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日後1年間において行われる第3条の規定による改正後の給与条例第5条第1項の規定および第7条の規定による改正後の学校職員給与条例第7条第1項の規定による昇給については、これらの項中「日以前1年間」とあるのは「期間」と、「同日の」とあるのは「当該期間の末日の」とする。
- 3 前項に定めるもののほか、給与条例および学校職員給与条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例および滋賀県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

- 4 次に掲げる条例の規定中「第2条第1項」を「第3条第1項」に改める。
 - (1) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年滋賀県条例第10号）第2条第2項第5号
 - (2) 滋賀県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年滋賀県条例第56号）第2条第2項第5号(滋賀県職員等の給与に関する条例の一部改正)
- 5 滋賀県職員等の給与に関する条例（昭和32年滋賀県条例第27号）第26条第5項中「第2条」を「第3条」に改める。
(滋賀県公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)
- 6 滋賀県公立学校職員の給与に関する条例（昭和32年滋賀県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第23条第4項中「昭和31年9月滋賀県条例第31号」を「昭和31年滋賀県条例第31号）第3条」に、「昭和31年12月滋賀県条例第55号」を「昭和31年滋賀県条例第55号」に改める。